



No.39

せたがや自治政策研究所 Newsletter 2022年1月号

# SETAKEN NEWS



▲ 1月13日 研修室3（ほし）でせたがや版データアカデミー中間点検を実施しました（詳細はP. 2）



▲ 12月22日 研修室4（にじ）で公開研究会を実施しました（研究会の内容はP. 1）

## Contents

せた研写真ニュース	表紙	E BPMとデータ活用4	3
データによる世田谷区の分析	1	大杉所長のコラム「チャイムの響き」	5
データアカデミー実施報告	2	せた研ブックレビュー	6



今回は、研究プロジェクト「次期基本計画に向けた将来人口推計」の一環として取り組んでいる住民税データを利用した分析を紹介します。

### 1 男女・年齢別に見た課税額の違い

- 住民税に関する各種統計は、すでに存在しているものの年齢別や男女別で集計された統計は作成されていない。そこで、課税の全件データを利用して集計を行った。
- 25歳頃まで男女による差はないが、それ以降は男女別の乖離が大きい。男性は50代で課税額はピークとなる（なお、所得額も同様である）。



### 2 区民の所得の大半は給与所得

- 世田谷区民が負担する住民税は総額で約2,000億円、都民税分を除いた区民税分が約1,200億円。
- この税収の基盤となる区民の総所得額は約3兆円である。
- このうち約4分の3が給与所得となっている。

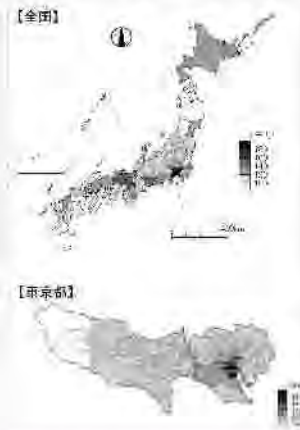


### 3 全国の中でも東京の1人当たりの個人住民税は高い

- 納税者1人当たり住民税額を比較すると、全国の中で特に東京は高い。
- 特に都心部などで高いが、世田谷区の1人当たり住民税額も全国9位で、かなり上位にある。

納税者1人当たり市町村民税額(所得割)

順位	団体名	1人当たりの税額(千円)	順位	団体名	1人当たりの税額(千円)
1	東京都港区	312	21	神奈川県鎌倉市	185
2	東京都千代田区	309	22	福島県川内町	184
3	東京都港区	373	23	千葉県浦安市	183
4	東京都中央区	291	24	兵庫県神戸市	181
5	埼玉県川口市	271	25	東京都国立市	181
6	東京都目黒区	260	26	東京都武蔵市	180
7	東京都文京区	260	27	東京都三鷹市	179
8	北海道札幌市	257	28	福井県坂井市	177
9	東京都世田谷区	255	29	東京都江東区	177
10	東京都新宿区	233	30	東京都台東区	176
11	東京都武蔵野市	222	31	神奈川県津島市	176
12	神奈川県川崎市	211	32	広島県広島市	173
13	神奈川県横浜市中区	211	33	東京都国分寺市	172
14	東京都品川区	206	34	愛知県豊田市	172
15	山梨県高野村	202	35	東京都大田区	171
16	埼玉県さいたま市	201	36	神奈川県長久手市	170
17	神奈川県吉野市	200	37	大塚市大塚市	169
18	千葉県千葉市	197	38	神奈川県藤沢市	170
19	東京都杉並区	191	39	東京都中野区	169
20	東京都豊島区	186	40	兵庫県当麻市	169



総務省「令和2年度 市町村民税額状況の調査」より作成

※さらに詳細は、「せたがや自治政策Vol.14」（本年4月発行予定）にて掲載します。

データの利活用に基づく政策マネジメントを推進するプログラム！

政策を根っこから考える場「せたがや版データアカデミー」開催中！

研究員 中村 哲也(せたがや版データアカデミーの開催員)



1 実施目的・全体構成及び第1回～第2回の模様

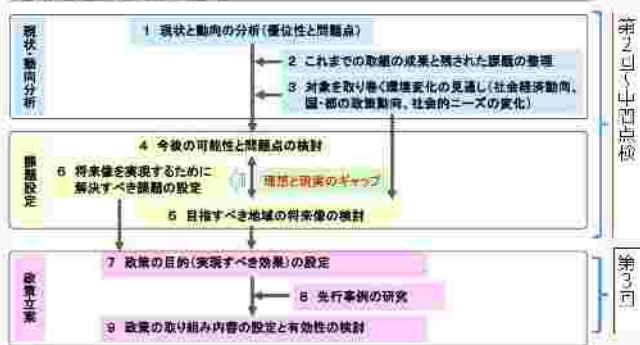
「せたがや自治政策研究所Newsletter No. 37」をご覧ください。

2 実施報告(中間点検～第3回)(各講義はこちらのリンクからどなたでも動画で視聴いただけます)

■政策形成演習に取り組んでいます！

第2回より演習シートを活用した政策形成演習に取り組み、参加者個人で設定したテーマについて、政策構造の分析を行っています(右「政策形成手順の全体像」)。また、中間点検では演習シートについて参加者同士で相互点検を実施し、「教え合う」ことに力を入れています。本演習をとおして「データを利活用した政策形成の手法」を体系的に理解し、計画策定や施策・事業の立案、業務改善など実際の実務における活用を目指します。

政策形成の手順の全体像



第2回～中間点検  
第3回

12月2日 せたがや版データアカデミー中間点検

■第1回・2回の講義を踏まえ着手した「課題設定シート」について、参加者同士で意見を出し合う相互点検を行いました。また、中間点検を経て、演習シートのブラッシュアップ作業に取り掛かりました。

【参加者からの声】「他者からの意見や指摘で理解が深まった。」  
「他の領域の話聞くことで区政課題への理解がさらに深まった。」  
「他者が過去の業務で得た知識や経験を出し合い副次的に議論が活発化した。」



12月15日 せたがや版データアカデミー第3回

■設定した課題を解決するための施策立案に係る手順や、説得力を高めるための資料作成における留意点及び、立案(提案・主張)する施策の有効性等を検証するための先行事例等の情報収集の重要性、手順、留意点などを講義で学びました。また、演習では、「施策立案シート」に係る仮説の設定を行い、グループでの共有・議論・相互点検を行いました。

【参加者の声】自分で見落としがちな気づきを得た。自分に無かったアイデアを得た。さまざまな分野(領域)の方からの質問やアドバイスが新鮮で気づきに繋がった。



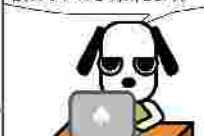


マンガでわかる! 因果関係のわかるエビデンスの作り方②

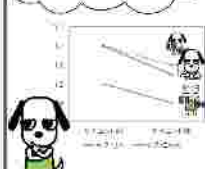
EBPMとデータ活用 4

※前回までのあらすじ  
せたけんはダイエット法の一つとしてバターコーヒーを飲むことにしましたが、運動と食事制限もしたのでバターコーヒーに効果があるのかわからなくなっていました。

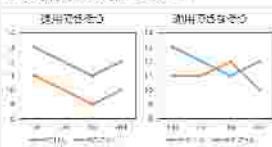
差の差分析…  
同じような状況で、施策だけ異なればよいのか。  
一筋にダイエットした「せたけん」はコーヒーが飲めないのを利用しよう。



せたけんとせたけんの体重の変化が平行でない…  
バターコーヒーは効果があつたのかも…?



※差の差分析にはバターコーヒーを飲まなかった場合に二人の体重の増減が平行になると仮定できるかどうかが大前提です。これまでの体重の変化が平行になるかどうかで適用可能が判断できます。



2021年のノーベル経済学賞は「自然実験」に関連する3人の研究者が受賞しました。「自然実験」とは実際にRCTを行うのではなく、自然に実験が行われたようになった結果から因果関係を推測する方法です。実験ではなく観察データにより因果関係を推定する方法を「準実験的手法」といいます。まずは今回のノーベル経済学賞の半分を受賞するデービッド・カード氏の研究から「差の差分析」についてご紹介します。

最低賃金の引上げは雇用に影響があるか

「最低賃金の引上げ」という政策は、企業の低賃金労働者の雇用に影響を及ぼすと考えられてきました。米国における最低賃金の引き上げは、インフレにより実質最低賃金が低下してくるタイミングで行われてきたため、景気が良くない状態で行われてきたため、雇用との関係がわかりませんでした。最低賃金の引き上げのような大きな政策は、ランダムに選んだ人だけに政策を適用するわけにはいかず、RCT(ランダム化比較試験)で小規模に試すことができないのです。

偶然? 自然実験の成立

ニュージャージー州(NJ)では景気のあまりよくない状況で州の最低賃金を連邦最低賃金の4.25ドルから5.05ドルに引き上げることになりました。そこでカードら(1994)は最低賃金を引き上げたNJと、隣接するペンシルベニア州(PA、最低賃金は据え置き)のファーストフードチェーンの最低賃金引き上げ前後の雇用の状況を比較することで、実験を行ったのと同様の状況が生まれることを利用しました。

この研究においては、「差の差分析(DID:

Difference in Differences)」が使われました。DIDでは単に処置が行われたところの前後の差を観察するだけでなく、処置が行われなかったところの前後の差との差を分析することで処置の効果をはっきりさせる方法です。この分析を適用するためには、同じような影響を受けて同じような変化をするという「平行トレンド」が成立する必要があります。

カード氏の研究で対象としている二つの州は隣接していて、NJにはフィラデルフィア(PA東側の都市)大都市圏に含まれる郡があります。同じ経済圏の中に州をまたいで最低賃金の異なる店舗が存在するわけです。また、ファーストフードチェーンは商品も仕事内容もほぼ均質であり、米国での賃金体系に大きく関係する「チップ」を取っていないため賃金体系もシンプルです。このため平行トレンドが成立すると仮定できるわけです。

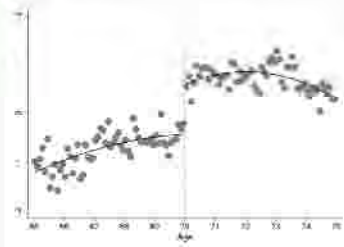
最低賃金引き上げ前後でNJとPAの店舗の雇用量を比べたところ、NJでは最低賃金引き上げ後に賃金が上昇しているにもかかわらず雇用量が微増し、一方PAでは下がっていることがわかりました。この結果から最低賃金引き上げはファーストフードチェーンでの雇用に対して影響を及ぼさない<sup>1)</sup>と結論付けています [Card & Krueger, 1994]。

1. 本研究に関しては電話調査では測定誤差が大きい可能性があることから、企業の総与支払いの自営データを元にした分析を行い、ニュージャージー州の店舗で雇用が減少しているという報告 [Neuner & Wascher, 2000]があり、それに対して税務資料も用いて再調査を行い、やはり影響はないという反論 [Card & Krueger, 2000]をするなど議論を巻き起こし、現在も結論は出ていないようです。なお日本では工業統計調査の分析から雇用者が減少するという報告があります [奥平ら 2013]。

**効果が分かりやすい「回帰不連続デザイン」**

色々な条件が整わないと成立しづらい「自然実験」以外に、実験せずに政策の効果がわかる準実験的方法として「回帰不連続デザイン」という方法があります。

有名な例として、70歳になると窓口負担割合が3割から1割<sup>1</sup>に変更になる政策の影響の研究 [Shigeoka, 2014]があります。公的統計データ(厚労省患者調査、人口動態調査、国民生活基礎調査)から70歳前後の医療サービスの利用状況や健康状態を回帰不連続デザインにより分析し、負担割合の変化がどのような影響を与えているかを検討したものです。分析の結果、70歳を境に医療サービスの利用が約10%増えました(図1)が、死亡率や健康状態が良いと回答する人の割合などはなだらかに変化しており、健康状態への影響は認められませんでした。



出典:Shigeoka, 2014

図1 窓口負担割合と人口当たり外来患者数(対数)

回帰不連続デザインによる分析が可能であること的前提条件として、政策の対象になるかどうかの基準がはっきりしていて、対象になる場合とならない場合のデータがそろえられることが前提になります。逆にこの研究を「ある人たちだけを1割負担、残る人は3割負担になるようランダムに振り分けて観察する」というRCTで検討することは難しいでしょう。私たちもよく直面する「制度の壁」を使うことにより制度の政策効果を検討することができるというわけです。

一定の条件をクリアしないともらえない補助金であれば、その効果は、ぎりぎりクリアできず施策(例:補助金の給付)の対象にならなかったグループと、ぎりぎりクリアできて対象になった

グループの比較で行うことができます。条件が整わないと成立しない自然実験に比べて、政策立案において効果を検証する方法として設定しやすいと言えるでしょう(ぎりぎり対象にならなかった人たちにその後の協力を要請するのは難しいかもしれませんが、募集の段階から知らせておく、という手段はあります)。

実験や準実験的手法は、「ほっておいても効果があったかもしれない」と云う「別の原因」を排除できるというメリットがあります。一方で費用が掛かるため、簡単には実施しづらい場合もあるでしょう。すべての政策において高度なエビデンスが必要だ、というわけではなく、事業の規模や効果のない政策を行ってしまうリスクなどを考慮してエビデンスを選択していくべきでしょう。ではこれまでに上げたような効果のはっきりわかるデータがないときに上司に「エビデンスを出せ」と言われたらどうしたらよいか、次回はそのあたりを考えます。

**引用文献**

Card, D. Krueger, A. B., 1994. Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania. *American Economic Review*, 84[4], pp. 772-793.

Card, D. Krueger, A. B., 2000. Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania: Reply. *American Economic Review*, 90[5], pp. 1397-1420.

Neumark, D. Wascher, W., 2000. Minimum Wages and Employment: A Case Study of the First-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania: Comment. *American Economic Review*, 90[5], pp. 1362-1396.

Shigeoka, H., 2014. The Effect of Patient Cost Sharing on Utilization, Health, and Risk Protection. *American Economic Review*, 104[7], pp. 2152-84.

奥平寛子, 滝澤美帆, 大竹文雄, 豊川太郎, 2013. “最低賃金が企業の真価配分の効率性に与える影響” RIETI Discussion Paper Series 13-J-010. 3. アクセス日: 2021年1月5日. <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/13j010.pdf>.

**参考文献**

中室牧子, 津川友介 「原因と結果」の経済学」ダイヤモンド社、2017年

2 1984から2004年のデータで分析している。現在は2割負担、繰上り所得の場合は3割負担が継続される。



せた研は昨年12月、旧若林小学校跡地にできた新しい教育総合センター2階に移転しました。新しい酒は新しい酒袋に、といいますが、新しい酒袋には新しい酒を、といきたいものです。とはいえ、継続は力なり、でもあります。古酒ならではの味わいもあります。新しい酒袋の持つ素材を活かしつつ、せた研が培ってきた強みを骨太に意識した取組みを進めたいと思います。

× × ×

オフィスは新しい酒袋になったのですが、まえまえからいだけないと思っていたのが、ホームページです。これもまた例によってシステム上の制約があり、せた研のトップページは自動生成だそうなので思い通りにならないようです。とはいえ、いつ載せた記事だろうというものが新しいものと混在しているなど、さすがにこのままではということで、新年も迎えましたのでほんの少し手を加えてもらうことにしました。

せめても、ということで、せた研の「運営方針・計画」をトップ記事に打ち出し、明記することにしたのです。せた研運営の基本ですから、それを区民をはじめ組織内外に自信を持って発信するのは真つ当なことです。そうした感覚を失ったら、公務につくものとして失格ということになるので、まずはかたちからということです。

全庁的には、本年度から各部長の政策目標がホームページに掲載されています(こちら)。みなさん、自身の所属の部長の政策目標はきちんと確認されているでしょうか？

部長の政策目標に先立って、せた研では3ヵ年計画を公表してきましたし、所長の運営方針も今年度から打ち出してきました。全国の自治体を見渡せば、数値目標入りの組織目標を課レベルで公表しているところもありますので、いまさらとりたてて述べるまでもないことでしょう。

× × ×

ともあれ、見栄えの悪いウェブページは、いってみれば「割れ窓」。

「割れ窓」理論は、ご存知の方も多いでしょう。たった一つの割れ窓でも放置されていると、そのことに関心を持つものがないというシグナルを発していることになり、もっと多くの窓ガラスを割っても大したことはないと思わせてしまう。割れ窓でも、自転車の放置でも、タバコのポイ捨てでも、ほんのささいなことでも、無関心なままだと、より深刻な犯罪の発生を招きかねない、ということです。

「割れ窓」のホームページをさらし続ければ、信頼の低下は必定。もちろん、見栄えさえよければいいわけではありません。特別発注した見掛け倒しページを掲げている自治体もどうかとは思いますが、ただ、きちんと必要な情報を適切に届けようという真摯な思いが重要なことはいまでもありません。

職員は見る機会は少ないのかもしれませんが、やはり外からどうみられているかは意識すべきでしょう。自治体のマネジメントに対する姿勢は、ホームページのありようにも表れます。

× × ×

ところで、「割れ窓」理論は、「アトランティック」誌(1982年3月号)に掲載された、犯罪学者のジョージ・L・ケリングと行政学者であるジェームズ・Q・ウィルソンによる同名タイトル("Broken Windows")の論説に由来したもので、日本でも「体感治安」などが議論された際に、随分と取り上げられてきましたね。

ちょっと宣伝になりますが、昨年末に出版した筆者が共著の「これからの地方自治の教科書 改訂版」(46頁)でも触れています。どうぞご参考にしていただければと思います。





『創造の方法学』 著:高根正昭 講談社現代新書

本書が主題としているのは社会科学の方法です。ここでいう方法とは、社会理論と経験的データ(=社会調査ないし実験によって収集したデータ)とを結び付けて「科学的」な知見を生み出す手続きのことです。本書の特徴に、実験を社会科学の方法のひとつとして正当に位置付けている点があります。

近年、自然実験など実験的方法が注目されていますが、実験は社会科学において長い歴史を持つ方法なのです。実験の発想を理解できれば、統計的分析も事例研究も実は実験と同じ論理にもとづいており、程度の差はあるにせよ、いずれも科学的な方法なのだということが理解できます。抽象的な理論を学ぶときも、具体的な調査の進め方やデータ分析を学ぶときも、方法は常に意識していなければならないものであり、社会科学的な調査研究に取り組もうとするならば本書は真っ先に読まなければならない本だと言えます。

また、本書のもうひとつの特徴として、著者の研究者としての真摯な態度と情熱を感じ取れるという点があります。著者である社会学者の

高根正昭は、学術研究の道に進む前に、日本の社会運動・市民運動に深くかかわった経験があり、そこでの挫折や失望が研究の原動力になっているということが書かれています。本書の随所で自身の来歴を語るときの熱量は、研究者たるもの学問に対する真摯さと情熱がなければならないということ、自らを手本に示しているように感じられます。

他にも、著名な学者(ラザースフェルドやマーガレット・ミードなど)のエピソードがいくつも紹介されており、読み物としても面白い文章になっています。出版から40年以上たちますが、社会科学の方法について、そして、社会を研究するとはどういうことなのかについて、日本語で書かれた本で本書を超えるものはまだないといっても過言ではないでしょう。



スペースが余った時だけ登場する編集後記

最後までお読みいただきありがとうございます。皆様は年末年始、どのように過ごされましたでしょうか。

私の実家のお雑煮は、博多風の焼きアゴだしにゆでた丸餅、真鯛の入ったものと、関東のかつおだしに焼いた切り餅、鶏肉のはいたもので、いずれもしょうゆ味。関西出身の夫の実家は昆布だしに焼いた丸餅で白みそのお雑煮です。ここ数年、お正月はこの3種類を毎食ローテーションで食べています。

皆さんはどんなお雑煮を召し上がりましたか？

(田)



📌 読者アンケートにご協力をお願いします。

お読みいただきありがとうございます。Newsletterをより充実させていくため、読者アンケートを実施しています。ぜひご協力くださいますようお願いいたします。ご協力いただいた方の中から毎月1名様にせたけんグッズをプレゼントします。(当選者の発表は発送を持ってかえさせていただきます。)



アンケートに回答する▶



# SETAKEN NEWS



▲ 現在の教育総合センター正門



◀ 若林小学校正門と沿革が彫られた石碑



▲ 若林小学校150周年の全校共同作品 学校のキャラクターわかばちゃん

今回の特集記事は「若林今昔」です。眞田次長が資料からわかりやすく解説します。若林小学校とともに移転した石碑の撮影に伺ったところ、150周年記念美術展を開催中でした。ご協力くださいました寺西副校長先生、ありがとうございました。

## Contents

若林今昔	1
データ活用と個人情報保護のしくみについて考える	2
大杉所長のコラム「チャイムの響き」	4
せた研ブックレビュー	5

## お知らせ

せたがや自治政策研究所成果発表会を開催します。  
**3月25日(金曜日)13時30分～**  
Zoomと教育総合センター研修室で実施します。  
詳細は3月11日の定期庶務連絡をご覧ください。



# 若林今昔

次長 箕田 幸人



せた研が、ここ若林の地に新築なった教育総合センターに移転してから2か月が過ぎました。みなさんご存じのとおり、この場所は区立若林小学校の跡地です。若林小学校は、「学校番号1番」が与えられた、区で最も歴史の長い学校として知られています。そのルーツは、1871(明治4)年4月開校の太子堂郷学所まで遡ることができるのですが、その開設に至る経緯は、幕末維新の草莽の志士である斎藤源次郎のドラマに触れずには語れません。紙面の制約もあり、それは別の機会に譲るとして、今回は、ここ若林の地から、世田谷区役所のルーツをたどってみましょう。

1889(明治22)年5月1日、市制町村制の施行により、旧世田ヶ谷村や旧若林村を含む8つの村が合併し、世田ヶ谷村が誕生しました。新生世田ヶ谷村の役場は、現在の教育総合センター敷地の北側に建てられました。当時の村の人口は4,718人、戸数は899戸であったということです。初代村長は、大場信愛氏(旧彦根領代官)で、書記2、3名が殆ど全部事務を処理し、村会は役場内の囲炉裏端で開会するという現状だったようです。



第一在阪小学校の上組に  
この村役場の地図記号○が  
書かれている

▲大正6-14年ごろの若林5丁目付近(通信省)  
(出典：公益財団法人特別区協議会デジタル古地図をトリミング)

時は下り、1923(大正12)年、世田ヶ谷村が町制を施行し、世田ヶ谷町が誕生しました。庁舎は村役場をそのまま使用し、人口増に伴って事務量が年々増加する中、町村制実施以来の民家式小屋に増築を重ねて対応していたようです。いよいよ狭隘を如何ともしがたくなり、1928(昭和3)年に洋式2階建ての庁舎を新築します。総建坪471坪、工期は約1年、木筋コンクリート造のモダンな外観で、工費は8万余円だったとのこと。企業物価指数(戦前基準指数)をみると、1928(昭和3)年は1.106、2021(令和3)年では735.5となっていることから、当時の1万円は、現在の約665倍に相当

することになります。あくまでも目安ですが、現在の貨幣価値に換算すると5300万円を超える事業規模であったと考えられます。場所は、教育総合センターの東側、環状7号線との間の敷地で、1929(昭和4)年の吏員は、45人だったということです。この建物は、1939(昭和14)年まで使用され、1932(昭和7)年の世田谷区成立もこの庁舎で迎えたのでした。



▲昭和22年の若林小学校・世田谷区役所付近  
(出典：国土地理院航空写真をトリミング)

その後、庁舎の狭隘問題は一層深刻化し、1939(昭和14)年11月30日に新築移転した場所が、現在の区役所の敷地です。約1600坪の敷地のうち、1500坪が芹沢新平氏の寄贈によるものでした。ちなみに、木造2階建、瓦葺だったこの庁舎は、1945(昭和20)年5月25日の空襲で全焼しました。1948(昭和23)年に竣工した2代目の木造庁舎は、1960(昭和35)年10月に落成した現在の第1庁舎にパトンタッチしました。追って1969(昭和44)年4月には第2庁舎が竣工しています。

いかがでしたか、この場所は、明治の昔から、世田谷の行政・教育の中心としての役割を担ってきた場所であることがお判りいただけたと思います。現在、教育総合センターの周りを歩いてみても、残念ながら村役場や町役場の名残は何ひとつ残っていません。この記事執筆するにあたり、いくつかの資料を読み進めながら、「記憶」を「記録」として残すことの大切さを改めて感じたところです。

【文庫】

世田谷区、2017、「世田谷 往古来今」  
世田谷区教育委員会、1988、「世田谷の近代建築 第2輯・公共建築リスト」

——、1996、「世田谷区教育史 編纂編」

日本銀行、2022、「昭和40年の10,000円を、今のお金に換算するとどの位になりますか?」、日本銀行ホームページ、(2022年2月14日取得、<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/>)



マンガでわかる! かもしれない

EBPMとデータ活用 番外編

個人情報保護制度が一元化するって  
ご存じでしたが、この改正で自治体における個人情報保護のしくみが大きく  
変わろうとしています。  
せたけんがざっくり説明します。



今回の改正の自治体への影響のポイントは

- 個人情報保護のルールの一元化  
→所管が個人情報保護委員会に一元化  
→個人情報保護条例の大きな改正が必要

○変更内容

- 特に定義や個人情報の収集・利用・提供の面で変化が大きい



ルールの一元化の背景には

- ①公的部門で取り扱うデータの増大
- ②データ利活用の活発化を促したい
- ③越境データ流通のためEU一般データ保護規則十分性認定(GDPR)への対応は維持したい

というのがあったね。



国に比べて多くの個人情報を持っている基礎的自治体でも、同じルールでいいのかな?でも、必要以上に保護しすぎて利便性の高いサービスの提供ができなくなるのは違うような気がするなあ...



令和3年の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下、デジタル社会形成整備法)」により個人情報保護法が一部改正されます。この改正で自治体における個人情報保護のしくみが大きく変わろうとしています。施行期日は、国と独立行政法人においては令和4年4月1日ですが、自治体については現在示されているガイドライン(案)では令和5年4月1日となっています。

官民データ連携によるメリットから語られることの多い今回の法改正について、区行政のデータ利活用と個人情報の保護の仕組みについて考えていきたいと思います。

改正後の個人情報保護法では「行政機関等」に「地方公共団体の機関(議会を除く)」が加えられることから、すでに示されている国の機関に対するガイドラインの内容の多くが自治体にも適用されることとなります。

とはいえ、基礎的自治体で取り扱う個人情報を含むデータは、国に比べて質も量も膨大であり、住民に身近な公的機関であることから、個人情報保護制度は、基礎的自治体の方が先行してきた歴史があります。

世田谷区では昭和51年6月に23区で初めて(全国3番目)、個人情報保護に関する条例「電子計算組織の運営に関する条例」を制定しています<sup>1</sup>。その後、電算に寄らない個人情報も含めた内容で、平成4年3月に現在も続いている個人情報保護条例を制定しています。

一方、国は、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成15年に個人情報保護法を制定しています。

区民の権利利益を守る個人情報保護とは

法改正の理由が国全体でのルールの統一であることから、区条例においても現行の個人情報保護法のルールに準じた内容となるよう自主的に区条例を改正することが求められています。

一方で、令和3年に総務省が行ったウェブ調査によれば、パーソナルデータを提供することに対して不安を感じる人は

<sup>1</sup> 当時はすでに事務処理に「電子計算機」を使用しており、大量の個人情報を処理することができるようになったことから、プライバシーの侵害に対する意識が高まっていた。条例は電子計算機に対する「プライバシーが侵害されるのではないか」という疑問を取り除き「電子計算機を区の仕事を処理する区民の道具として位置づけ、その利用方針や運営について、又従本位、区民参画で決めていこう」ということから、区民の個人的秘密の保護や、記録事項の制限、審議会の設置などが柱となっていました。(区のおしらせたがや昭和51年8月1日号)。

当時の区報は「この条例が、先進的な役割を果たして各地方自治体や国による立法化が進むことを期待します。」という文で結ばれていて、昭和50年の区長公選制の復活を契機にした地方分権への意識の高まりを感じさせる内容となっています。

6割を超えており、理由として「外部への流出」や「プライバシー保護」、「データの提供先が不明」が挙げられているなど、個人情報の取り扱いへの不安を感じている人は多いようです。また、提供してもよいと考える場面として、多くの人が災害時・防災や健康・福祉など公共的な目的のほか、経済的メリットがあることをあげていますが、いずれの数値も前年度調査より小さくなっており、パーソナルデータの提供について慎重な人が増えているのかもしれない。

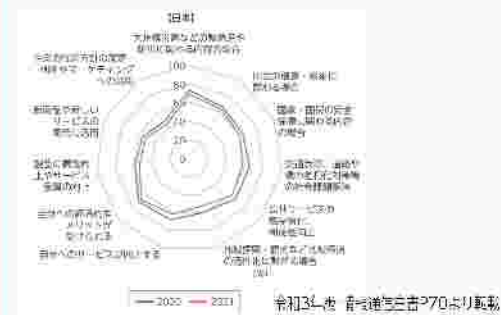


図2 利用目的ごとのパーソナルデータの提供意向

今後、区の個人情報保護条例も改正していくことになると思われますが、定義や制度が一元化しても、区が保有する個人情報の責任を区が持つことには変わりはありません。効率性や利便性だけを考えると区民の不安や疑問を置き去りにしてはいけません。一方で個人情報を必要以上に保護するあまりデータ利活用が進まないことで区民サービスの提供に支障があるのも問題でしょう。個人データの利活用と個人情報保護を対立するものとして考えるのではなく、守るべき個人情報をきちんと保護しながら個人情報を含むデータを利活用することで区民により良いサービスを提供することが、区民の権利利益を守ることになるのではないのでしょうか。

とはいえ、かなり大きな変更になるにもかかわらず、制度変更が十分に知られている状態とはとても思えません。今回の改正には(当面のあいだは対象となりませんが)行政機関等匿名加工情報の提供のように専門的な知識が必要とされる事務も発生してきます。個人情報を含むデータの利活用と一言で言っても、政策立案のために加工した「個人情報を含むデータ」を統計として利活用することから、ある特定の状況にある人を探し出す、といった個人

情報そのものの活用まで様々な場面があります。さらには他の行政機関や民間とのデータ流通なども視野に入れる必要があります。これまで創意工夫で特色ある個人情報保護を行っていた自治体においては大幅な規制緩和となることから、改正法施行にあたり、住民の不安を解消し、理解を得られるよう配慮することが大切であると指摘されています(犬塚 2021、高野2021)。世田谷区においても、どのような形で個人情報を含むデータの利活用を進めていくのかの整理が必要でしょう。

この春には地方公共団体向けのガイドラインが正式に示されますが、当初より区民と一緒に個人情報保護に取り組んできた世田谷区で、区民が安心して個人情報を預けられるような制度とするためにどうすればよいかを、両面から考えていく必要があると思います。

<引用文献>

犬塚 亮。2021。「自治体の現場から見た改正個人情報保護法の課題」自治体発せミナー 2021年9月 15-21。

高野 一。2021。「自治体の実態への影響と法改正に伴う列府整備のポイント」『法改正に対応すべき実務がわかる！自治体職員のための2021年改正個人情報保護法解説』守屋克也編、124-243、第一法規。

個人情報保護委員会。2022。「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)」、「個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等向け)の一部を改正する告示(案)」に関する意見募集について 1月28日。アクセス日: 2022年7月7日。https://public-comment.e-gov.go.jp/server/Public?CLASSNAME=PCMMSPUBLIC11&id=240000081&Mode=0。

———. 2021。「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護関係)」令和3年 改正個人情報保護法について(自答を通じた個人情報保護制度の見直し) 6月23日。アクセス日: 2021年10月7日。https://www.ppc.go.jp/files/pd/E210623\_koureki\_kiritsunokangaekata.pdf。

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース。2020。「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース 12。アクセス日: 2021年12月/日。https://www.cns.go.jp/seisaku-kojinjyohio\_hogo/index.html。

世田谷区。19/6。「プライバシー保護」条例を「区のおしらせ」せたがや8月1日号。

<参考文献>

石川 真生礼。2021。「地方公共団体における個人情報保護制度の共通ルール」東京の自治 [公益社団法人東京自治研究センター] 28-39。

鹿村 久道。2020。「スマート自治体の実現と個人情報保護の在り方」自治体法務 33-37。

世田谷区。2013。個人情報保護条例の手引き。世田谷区。

藤原 静雄。2021。「個人情報保護法制の一元化」自治体発せミナー 2021年9月 2-7。



先般、有識者が参加する「次期世田谷区基本計画の方向性に係る懇談会」(2月8日ハイブリッド開催)が開催され、筆者もオンライン参加しました。新しい基本計画の策定に向けてのキックオフです。コロナ禍第6波のさなかですが、\*もう一つ、の全庁的な取組みということになります。

× × ×

10年ほど前の基本構想策定時には、世田谷区基本構想審議会の一委員として参加し、その後、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略づくりでも意見を申し上げる機会もありましたので、区政の基幹的な計画づくりにたびたび関わる機会をもって来たこととなります。都内はもちろん、全国各地の自治体の計画づくりに携わってきた経験からわかるのですが、同じような行政を担うといっても、自治体ごとに行政実務に向き合う組織・職員の姿勢や意識、資質は面白いほどまったく異なります。また、同じ自治体でも、一定期間を経れば職員も入れ替わりますので、かなり雰囲気も変わってきます。

人は変われど、マネジメント力の底上げでより高い質を、ということで、本年度、せた研は、EBPMを「互学互修」で取り組む「せたがや版データアカデミー」を開催してきました。本ニュースレターでもたびたび詳細をお伝えしてきたとおりです。

× × ×

ところで、企画部門(に精通した)職員や、各部署の計画担当の職員など、つまり、全庁的にいえば、こういった一部の職員を除くと、計画行政といっても、実はさほど親しみがないのだろうことは、これまでの経験から頭ではわかってはいました。ところが、もしかすると、ほとんどの職員にはまったく計画行政の本質どころか、その基礎的な知識や理解の再確認が急務なのではと愕然とする事態に直面しました。このことは改めての機会と述べるとして、行政職員は、担当業務のエキスパートであっても(あるいはそうあるべきはずであっても)、行政(パブリック・マネジメント)のスペシャリストとは限らないのが実情だからでしょう。ですので、このコラムでも、折に触れて、基本計画改定にちなみ、計画行政について触れたいと思います。

× × ×

ところで、基本計画の上位計画である基本構想は、かつて、地方自治法で市町村(特別区を含む)に策定義務を課されていました。1969年地方自治法改正で、「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」策定しなければならないとされたのです。策定義務といったとき、単に基本構想を策定しなければいけないというだけではありません(策定要件)。議会の議決を要件とすること(議決要件)、その内容は総合的で計画的なものでなくてはならないこと(内容要件)、そして何よりもその基本構想に基づき行政運営を図らなければならないこと(運営要件)、を意味します。

ところが、この規定は、2011年地方自治法改正で廃止されました。それはなぜか、それでもなぜ、多くの自治体で基本構想がつくられ続けているのか、そして世田谷区も同様に基本構想を策定しそれに基づく基本計画を策定するのはなぜなのか、プロの行政職員であるならば是非考えていただきたいことです。宿題としておきましょう。

※基本構想等の自治体計画については、大森彌・大杉寛「これからの地方自治の教科書 改訂版」第一法規、第4章を是非ご参照ください。また、自治体行政計画については、少し古いのですが、大杉寛「日本の自治体計画」分野別自治制度及びその運用に関する説明資料No.15、財団法人 自治体国際化協会(CLAIR)・政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター(COSLOG)、2010年、[http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/file/Bunya\\_betsu-15\\_jp.pdf](http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/file/Bunya_betsu-15_jp.pdf)、その英語版、[http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/file/Bunyabetsu-15\\_en.pdf](http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/file/Bunyabetsu-15_en.pdf) もあります。ご参考ください。

上記ファイルは政策研究大学院大学教育支援課の橋本様より、PDFファイルをいただきました。

日本語版は[こちら](http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/index.html)  
 英語版は[こちら](http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/index.html)  
 同シリーズの他の資料も下記より閲覧頂けます  
<http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/index.html>



せた研ブックレビュー  
**ロジックモデルの入門書！作成から活用まですぐに実務で役立つ一冊！**  
 レビューする人 研究員 中村 哲也

『エビデンスに基づく自治体政策入門～ロジックモデルの作り方・活かし方～』 著：佐藤 徹 公職研



説得力のある説明をしたいと考えている方にオススメしたい一冊、それが本書である。本書は、自治体政策や自治体経営に関わる職員等の「ロジックモデル」に関する理解を深め、ロジックモデルの作成や施策・事業に活用する応用までわかりやすく

ロジックモデルの構成要素(資料①ロジックモデルの例)

投入	活動	産出	直接成果	中間成果	最終成果
運の通利を 実現すること が目的投入 例 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車	自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車	自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車	自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車	自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車	自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車 - 自転車

解説された書籍である。特に私が高く評価したい点は、本書が想定する主な読者層が自治体職員であり、学術的で難解な記述をできる限り避けられた入門書であるところだ。

まず主要なテーマであるロジックモデルについて、本書の内容から簡単に紹介したい。ロジックモデルとは、施策や事業における「投入資源(人・物・金)」から「最終成果(最終的に実現を目指す状態)」までの因果関係、または、「上位目的」から「個別手段」までの目的-手段の関係を「図式化・可視化したもの」であり、「論理(ロジック)」を示した「模式図(モデル)」なので「ロジックモデル」と呼ぶ。具体例があるとよりイメージしやすくなるものだが、本書では例も多数紹介されており、その中から1つ紹介する。例えば「駅前の放置自転車対策」という施策を想定している組織があるとする。鉄道沿線のとある駅の周辺に大量の自転車が放置されるのが常態化しており、駅前の歩行者の通行や安全に支障をきたしている前提だ。これを本書ではロジックモデルの6つの要素に分解し「投入→活動→産出→直接成果→中間成果→最終成果」として右図のように整理されている。

この一連の経路が、この施策において想定している因果関係である。

このようにロジックモデルとは、「行政の活動が「最終的に成果につながるまでの因果関係を論理的に図式化したもの」であるということが理解でき、一度理解できれば様々な施策・事業のロジックモデルに応用することが可能だ。

本書では上記の他にも、ロジックモデルの事例ごとの特徴や作成で気をつけたいポイント、職場内で作る手法、政策立案・評価への活用の仕方等、我々職員において実務の即戦力となる内容ばかりが充実している。

本書を通して改めて納得させられた点は、日々の仕事において「立案したい施策や事業、またその根底となる自身の主張に一貫性があるかの視点」を持つことの重要さだ。我々行政組織は今後さらに限られた人員と予算で多種多様な区民ニーズに的確に対応する必要に迫られる。より効果的な施策・事業やサービスの立案、改善等を進めるうえで、ぜひ本書の内容を取り入れることをおすすめする。

 **読者アンケートにご協力をお願いします。**

お読みいただきありがとうございます。Newsletterをより充実させていくため、読者アンケートを実施しています。ぜひご協力くださいますようお願いいたします。ご協力いただいた方の中から毎月1名様にせたけんグッズをプレゼントします。(当選者の発表は発送を持ってかえさせていただきます。)



[アンケートに回答する▶](#)



# SETAKEN NEWS



### 「地域生活とコミュニティに関する調査」の概要

- 調査の目的
  - 自治体間の地域生活とコミュニティの共有や課題を明らかにし、その共有を促進する。
  - 自治体のデジタル化の進展状況と併せて、更新を促す。
- 調査対象
  - 自治体：15自治体（自治体長、副市長、市民生活部長、市民生活課長）
- 調査方法
  - アンケート調査
- 調査期間
  - 2022年3月1日～3月31日
- 調査費用
  - 450,000円

3/25(金)研究成果発表会を実施しました。動画をアップしましたのでご覧ください。

[▶ 動画をみる](#)



### せたけん新メンバー加入のお知らせ

長年お世話になった志村主任研究員が転出され、新たに伊藤研究員を迎えることになりました。(担当は次号でお知らせします)



志村さんありがとうございました  
新メンバーの伊藤研究員



せた研写真ニュース.....	表紙	大杉所長のコラム「チャイムの響き」.....	5
令和3年度「せたがや版アートアカデミー」報告.....	2	せた研ブックレビュー.....	6
まんがでわかるかもしれないEBPMとデータ活用5.....	3	今年度のご志贈書籍のご紹介.....	6

データの利活用に基づく政策マネジメントを推進するプログラム！

## 政策を根っこから考える場「せたがや版データアカデミー」終了！

研究員 中村 哲也(せたがや版データアカデミーの副幹事)



### 1 第1回～第3回までの模様

「せたがや自治政策研究所Newsletter No. 37及びNo. 39」をご覧ください。

### 2 実施報告(中間点検(2回目)～第4回(最終回)) ※講義動画はこちらのリンクからご覧ください。

■ここまで、「政策を根っこから考える」ことを重視し演習に取り組んできました。第2回以降、設定テーマにおける「①現状・動向分析」→「②目指すべき将来像・課題の設定」に取り組み、中間点検(1回目)を経て演習内容を磨いてきました。第3回の演習からは、設定した課題を解決するための「③施策立案・成果指標の設定、施策の取り組み内容の設定」に着手し、最終的に「ロジックモデル(概要は「Newsletter No. 40 書評」を参照)」による可視化、論理性の確認を実施しました。さらに、中間点検(2回目)において受講者同士による最終点検を実施し、第4回(最終回)では、相互評価、講師や研究所長からの講評・講義動画を視聴し、全てのカリキュラムを終了しました。

### 1月13日 せたがや版データアカデミー中間点検(2回目)

■中間点検(2回目)では、第3回以降の個人演習で着手した「施策立案シート」やここまでに取り組んできた演習全体について、受講者同士による最終点検を実施しました。

演習を行ってきたからこそ見える、政策形成に係る疑問点や悩み事等に対し、受講者同士による積極的な議論、講師からのアドバイスが行われました。中間点検を経て受講者は演習シートを磨き、第4回の成果発表に向けた準備に取り掛かりました。



【参加者からの声】ロジックモデルに施策を落とし込んでいくのは慣れないが、他の受講生の資料を見ていると、いろんな視点でいろんな提案があり、とっても刺激になる。自分の中で違和感があった部分や不明点について、議論の中で解決することができた。

### 1月25日 せたがや版データアカデミー第4回(最終回)

※新型コロナウイルス感染拡大により、会場開催から書面演習・講義等動画視聴による開催へ変更し実施しました(1月28日～2月14日の間で実施)

<p>① 悪いと悪い点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策立案・実施の責任、必要材料、関係者への説明・調整が不明</li> <li>● 課題の明確化・優先順位が不明</li> <li>● 施策立案・実施の責任、必要材料、関係者への説明・調整が不明</li> </ul>	<p>② 考慮が足りていない点(より良い点と書いたらある点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策立案・実施の責任、必要材料、関係者への説明・調整が不明</li> <li>● 課題の明確化・優先順位が不明</li> <li>● 施策立案・実施の責任、必要材料、関係者への説明・調整が不明</li> </ul>	<p>③ 初年度は7～8割の出来で結構！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● よくある傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ロジックモデルの作成がまだできていない</li> <li>○ 課題の明確化・優先順位が不明</li> <li>○ 施策立案・実施の責任、必要材料、関係者への説明・調整が不明</li> </ul> </li> <li>● よくある傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課題の明確化・優先順位が不明</li> <li>○ 施策立案・実施の責任、必要材料、関係者への説明・調整が不明</li> </ul> </li> </ul>
--	---	--

■第4回ではコロナ感染拡大の影響により会場での発表を中止し、書面演習・動画視聴による開催へ変更し実施しました。具体的には、最終的な演習シートに対し、受講者同士の相互評価を互学互修の観点から実施しExcelシートへまとめ、最後に講師からの最終講評(上図①、②)及び当研究所大杉所長からの講義(上図③)を動画視聴し第4回の目的を達成しました。

【参加者の声】施策が地域にとってどんな意味があるのか、そのストーリーをつくるうえで、ロジックモデルが有効的であることが理解できた。今回の講義や演習を通して、EBPMなどのスキルのなところはもちろんですが、「互学互修」が新鮮だった。自分が作成したロジックモデルに感想をもらうだけで、視点が変わり、「気づき」につながった。



マンガでわかる！<sup>かもしれない</sup>

## EBPMとデータ活用 5

ここまでのあらすじ  
・見せかけの相関に注意！  
・効果のわかる根拠  
=エビデンス  
(データ#エビデンス)



「まだ誰もやっていない政策」の効果は測れないのではないかしら。  
実施する前に毎回RCTなど詳細な分析を行ってたら、時間もコストも膨大なものになってしまう。重要な政策は多少コストや時間をかけても試すべきだとおもうけど…。



上司には「計画にもエビデンスが必要」と言われているけど、すでにどこかでRCTを実施した政策しかできないのかな…。これから新たに始める政策のエビデンスはどうすればいいのかな…



### データアカデミーの内容から

今年度せたがや自治政策研究所では政策立案の流れを体系的に学ぶ場として「せたがや版データアカデミー」を実施しました。ここでは政策立案に軸足を置き、どういう時にデータを活用しエビデンスをどう集めるのか、ということを中心に演習を行いました。今回は演習での考え方をヒントに具体的にエビデンスを考えてみます。

あなたは就労困難者の就労支援の担当者として、今後世田谷区で実施する政策を考えることになりました。すでに実施している事業もいくつかあります。さてどういう手順で考えましょうか？

#### ①現状把握

現状を把握するためのエビデンスには、区内の状況はどうなっているか、国や都の動向と区民ニーズ、現在行っている区の取組の実績などがあげられます。就労支援の対象者の人数の変化や内訳、国や都の政策の整理、すでに実施している事業の費用や効果がこれにあたります。現在どのような状況で、将来的にどのような問題が起こるか、その問題の重要性を把握できることが重要となります。

#### ②課題の設定

目指すべき将来像を定め、①の状況が続いた場合に生じると考えられる「問題点」や「可能性」を論理的に導きだし、目指すべき将来像とのギャップ=課題を設定しました。この項目は①に基づき論理的に「仮説」をたてて検証することになります。現時点での問題を積み上げて課題を設定するのではなく、将来像から考える、いわゆる「バックキャストング」という考え方です。例に沿って考えると、「就労困難者が本人の状況に合わせて働き続けられる社会になっている」という状態を目指すべき将来像と設定しました。

「問題点」は、就労支援の対象者が年々増えて就労につながらない人が毎年〇人ずつ増加してしまう、「可能性」は雇用率引上げにより就労困難者への求人数は追い風となる、などが考えられます。

目指すべき将来像とのギャップ(問題を解消するために解決する必要があること=課題)は、雇用率達成のために雇用を始めた企業からの求人は就労困難者の就職実態とかけ離れた内容が多いこと、一方で、就労困難者が増えたために就労に向けた準備を行う場が足りず、就職時に求められるスキルを身に着ける機会が不足している、といったことが挙げられます。

#### ③政策立案

政策の目的(=アウトカム)を明確化し、効果がわかるような指標を考えます。この例では参加者が希望する企業に就職すること、として作成しました。実際に作成する場合は、

- ・どういう人が
- ・どのような状態になる

ということを具体的にしていって考えやすくなります。就労困難者をブレイクダウンして、若い障害者や40代の生活困窮者など具体的な人物像を描くとより作りやすいでしょう。

先行事例の分析も参考にして、施策の内容を考えます。ここでは就労困難者へのスキルアップ講座、企業への雇用促進啓発事業などが考えられます。そしてようやく具体的な事業計画(=インプット)を考えます。この例で言えば事業の実施予算、支援者数や実施する職員数などがそれにあたります。またアウトプットとしては講座や啓発事業の実施回数、参加者数、参加企業数などが考えられるでしょう。



ロジックモデルの各段階におけるエビデンスの例(就労困難者の就労支援)

	現状把握	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
	区の状況 国・都の動向 区の実績	投入する行政資源	行政資源を活用して 実施する活動	活動により共有した サービス	活動に基づく成果	目指す目的にどの程 度近づいたか
概要	対象者数、求人情 報内容と対象者の スキルにギャップ	対象者のスキル向上のための講座を実施して培えている求人に マッチする対象者を埋やす。 就労支援者の課かれている状況と雇用促進制度などについて企業 に啓発する。			講座や啓発事業を实 施したことによる就 労困難者の就職	その人の状況に応じ た就労
エビデンス (例)	対象者の人数の変化 や内訳 国・都の事業 すでに実施している 事業の有無や効果	講座や啓発事業の実 施予定 支援者(講師、化談 員等)数	対象者向けの講座の 実施	講座実施回数 参加人数	受講者の満足度や受 講者の受講者数 啓発事業参加企業へ の就職者数	実施後の受講者や啓 発事業参加企業の就 職者のその後の状況

ロジックモデルは政策の論理を整理するために作成するもので、この横向き型のロジックモデルは政策の効果にフォーカスする形となっています。ここで重要なのは、先にロジックを整理して、裏付けるエビデンスにはどのようなものがあるかを考えることです。エビデンスを先に考えると測りやすい数字ばかり追いかけてしまうからです。もちろんロジックができたら効果測定による評価を行い、見直していくことが必要です。ロジックモデルを作ったからEBPMができて、というわけではないのです。

「エビデンス」をどう出すか

さて、これから実施する事業ですから、この事業そのものにはまだ効果を示すエビデンスはありません。と言い切ってしまうのは上司を説得できません。それではどうするか。

①類似の事例で因果関係が明らかになっているものがないか探す(効果のわかるエビデンス)

もし他区でRCTなどエビデンスレベルの高い検討がなされた効果のある事業があるのであれば、「効果のある施策があります、世田谷区で実施すると費用はこれだけかかります、現在実施している事業をこちらに発展させれば費用はほぼ同額で可能です」ということが説明できるでしょう。世田谷区と似たような自治体で実施しているのであれば、前回ご紹介したDIDが使えるかもしれません。

②そのようになるだろう、ということが論理的に導き出される材料となるようなデータや情報を探す(現状把握のためのエビデンス+ロジックモデル)

③効果がわかるようなやり方で小規模にテストを実施する(エビデンスをつくる)

テストケースを考える場合、RCTが有効です。登録している就労困難者にランダムにお知らせを送

り、希望する数名に講座を実施する、という方法です。公平性が気になりますか？確かにプラスの効果があれば、先に受けられた方が得かもしれません。でも、効果があるかどうかわからない講座をいきなり全員に実施することの方が、支援の面からも、お金の使い方としてもよい方法とは言えないのではないのでしょうか。

エビデンスがない=やっではいけないわけではない

現状を把握するためのエビデンスときちんとしたロジックモデルがあれば、とりあえず全く実現できない内容となることは避けられるので、お金をかけずに出せるエビデンスとしては及第点ではないでしょうか。ただし、実際にやってみたらロジックのとおりにならなかった、ということはよくあることなので、事業の実施にあたってはその効果を適切に測る指標をあらかじめ入れ込んでおくことが大切です。この事業で言えば、講座の実施後のアンケートで満足度や理解度を測るだけでなく、参加者へのアフターケアも兼ねて数年間近況を尋ね、それをデータ化することでインパクトの評価を行うことができるわけです。

エビデンスがない=やっではいけない、というのはEBPMに対する大きな誤解です。新型コロナ感染症のように未知の脅威に対する政策は「エビデンスがないが、今やらなければならないこと」ばかりであることは実感されていると思います。

EBPMの考え方で言えば、計測しやすい数字や情報だけを追わないよう、できるだけいろいろな影響を考慮して、ロジックモデルで整理し、効果が期待できそうであればできるだけ早く実施する。実施後は効果を信頼できる方法で測定して振り返り、効果の小さいものは見直していくことが大切でしょう。



日常生活では「問題」と「課題」を無意識のうちに使い分けているかもしれません。ときには互換的に用いられることもあるでしょう。政策やマネジメントを論じる際には両者は明確に区別するのが望ましいです。

わかりやすい例でいえば、人口減少「問題」とは表現しても、人口減少「課題」とはいわないでしょう。人口減少が進むことで社会のあるべき姿(目標)の実現が妨げられている状況(=「問題」状況)を指して、人口減少「問題」と呼ぶのが通例だからです。これに対して、人口減少の渦中であって、そうした「問題」状況を解消するための方策(=「課題」解決)はさまざまに考えられます。出生率を上げる、移住者を増やす、といった人口増加を目指した取組みを国・自治体が打ち出していることは承知のとおりです。

ただし、人口増加への転換だけが人口減少「問題」への対応策ではありません。人口減少を所与として受け止めたうえで、人口減少が進展しても望ましい社会のあり方を実現しようという選択肢も考えられるからです。

しばしば引き合いにされるのが、「創造的過疎」を掲げる神山町(徳島県)のまちづくりです。神山町は、アーティスト・イン・レジデンスやIT企業のサテライト・オフィス誘致を手掛け、地方創生のモデル的な取組みを進めてきました。その根底には、中山間地域であるがゆえの過疎という宿命的現実を受け入れたうえで、人口減少が進んだとしても持続可能な地域づくりを目指そうという考え方があるの

です。最近では、「神山まるごと高専(仮称)」の開学を控えるなど、次々と神山にとっての未来価値を創発する動きが続いています。見習うべき発想法でしょう。

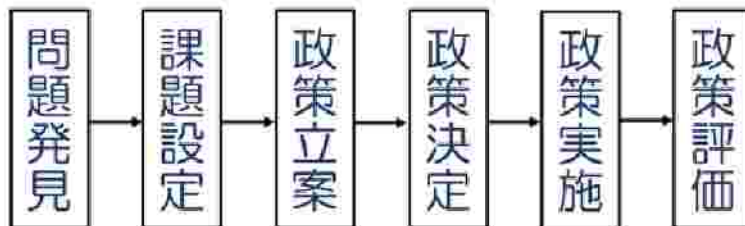
日本の人口が1億人を突破したのは高度成長期のことです(1967年)。筆者が子どもの頃には、過密・過疎「問題」が論じられるなかで、日本全体では、むしろ人口増加「問題」も強調されていたように記憶しています。公害や水不足など、さまざまな大都市問題が起こるなかで、こんなに人口が増え続けて大丈夫なのだろうか、子どもながらにぼんやり考えたものです。人口に関していえば、増えても減っても維持し続けても、かたちを変えて「問題」状況は続くのです。

× × ×

人口についてはともあれ、「問題」と「課題」は区別して用いられるべきものだということです。例えば、政策形成過程のモデルの一つ、政策段階論は図のように示されます。図からいえることは、「問題」状況からいかに具体的に解決すべき「課題」を発見し、設定するかが、政策形成過程の初期段階の重要な論点になるわけです。ここを誤ると頓珍漢な政策(施策でも事業でも同じです)ができてしまいます。

さて、みなさん実務のなかで経験される現実の政策形成では「問題」状況から首尾よく「課題」を設定できているでしょうか。実はこれは計画策定においても肝となる点です。あらためて振り返ってほしいものです。

図 政策形成過程のモデル



(出典)大森彌・大杉寛「これからの地方自治の教科書 改訂版」第一法規、2021年、261頁。同コラムも是非ご参照を。

せた研ブックレビュー  
あらゆる分野での「参加」

レビューする人 研究員 太石 余実



『縮充する日本「参加」が創り出す人口減少社会の希望』 著:山崎 亮 株式会社PHP研究所

本書では、あらゆる分野における「参加」の潮流が論じられています。

著者である山崎亮氏は、2005年にstudio-Lを設立し、コミュニティデザイナーとして、地域の課題を地域に住む人たちが解決することを、ワークショップを中心とした手法でサポートしています。本書では、人口や税収が縮小しながらも、地域の営みや住民の生活が充実したものになっていくくみを編み出さなければならない時期をむかえており、それに不可欠な力が住民の「参加」だと論じています。

人口や税収の減少と聞くと、地方の話のように思いがちですが、日本全体の人口が減っているなかで、いずれ都市部も人口や税収は減っていくと考えられます。それに加えて、近年のコロナ禍の影響で東京23区では転出超過となっており、思っていたよりも早くその未来が近づくかもしれません。

「参加」という言葉自体はよく耳にするし、難しい言葉ではないですが、だからこそ「参加」という言葉について深く考えたことがなかったなどこの本を読んで思いました。「参加」はまちづくりで使われるイメージがありましたが、政治・行政、福祉、教育といったあらゆる分野での参加の潮流を知ることによって、「参加」の理解が深まりました。また、本書で「参加」の発展段階として挙げられている「参画」、「協働」についても、使い分けが曖昧だった部分がとてもすっきりしました。

「参加」について学ぶための入門書として、読みやすい1冊であると思います。



(出版社の意向により書影はありません)

令和3年度ご恵贈いただいた本のご紹介



『熟議するコミュニティ』  
著:伊藤 雅春  
東信堂



『ソーシャル・キャピタルで解く社会的孤立 -重層的予防策とソーシャルビジネスへの展望-』  
編著:稲葉 陽二、藤原 佳典  
ミネルヴァ書房

本年度は4冊のご恵贈書籍を頂戴しました。ここでは2冊ご紹介します。1冊目は玉川まちづくりハウスの伊藤雅春先生より、「熟議するコミュニティ」。実践例を通じて熟議の場について考察し、都市内分権による地域自治制度とコミュニティ政策について論じています。

もう1冊は『ソーシャル・キャピタルで解く社会的孤立 -重層的予防策とソーシャルビジネスへの展望-』。市内オープンゼミにもいらしていただいた稲葉先生より頂戴しました。孤立する人々、高齢者の健康とソーシャル・キャピタル、地域における重層的な孤立予防戦略について書かれています。

このほかのご恵贈本や購入した書籍はせた研社内公開サイトにて公開中です。ご覧ください。

📢 読者アンケートにご協力をお願いします。

お読みいただきありがとうございます。Newsletterをより充実させていくため、読者アンケートを実施しています。ぜひご協力くださいますようお願いいたします。ご協力いただいた方の中から毎月1名様にせたけんグッズをプレゼントします。(当選者の発表は発送を持ってかえさせていただきます。)



アンケートに回答する▶